**申請を希望する場合は、助成金担当職員にまずはご相談ください。原則、郵送で受付します。ただし、新規申込団体は窓口での受付とします。**

相談日：（月～金曜日　9時～17時）※土日祝日は不可

**申請書（様式１）と必要書類を下記受付期間内に提出ください。**

**◆受付期間：**

**【１．ボランティア活動備品及び物品購入助成金】**

**【３．地域の見守り支えあい活動助成金】**

**【４．あさひ子どもの未来応援助成金】（※）**

**随時（令和８年１月30日（金）まで）**

**（※）新規立ち上げ団体は12月19日（金）まで**

**【２．周年事業・記念誌発行等助成金】**

1. **５月16日（金）まで　 ②11月14日（金）まで**

１．相談・受付

２．審査

「備品及び物品購入」「地域の見守り支えあい」「あさひ子どもの未来応援」助成金は期間内に随時受付し、本会会長決裁とします。

「周年・記念誌発行」については、助成金審査委員会にて、審査します。

３．決定通知

助成の可否については、事務局（旭区社会福祉協議会）から申請団体あてに通知します。

**――――――――　以下、助成決定団体の流れ　―――――――**

通知に同封されている請求書（様式２）に必要事項を記入の上、預金通帳のコピー（口座番号・口座名義を確認できる部分）を同封し、指定の締切日までに事務局へご提出ください。

４．請求書の返送

５．助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振込を行います。

※ 事務局からは、振込完了の通知は行いません。各自でご確認ください。

６．実施

助成を受けたら予定どおり事業実施・物品購入してください。

やむを得ない事情により、内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

◆備品購入、周年・記念誌発行、地域の見守り支えあい･･･購入後、または事業実施後１カ月以内に報告書（様式３）と関連書類を提出。

◆あさひ子どもの未来応援･･･年度終了後、約１ヵ月（令和８年４月

末）までに報告書（様式３）と関連書類を提出。

※報告書は、決定通知と一緒に配布します。

７．報告